（協会員等の責務）
第６条　協会員は、法令等及びこの規則に定めるところに従い、協会との間で手続実施基本契約を締結しなければならない。
２　協会員等は、貸金業相談・紛争解決センターの実施する苦情処理手続及び紛争解決手続に対して積極的に協力し、苦情及び紛争の解決に誠実に努めなければならない。
３　協会員等は、苦情処理手続及び紛争解決手続の実施に関連し、相談・紛争解決委員会の委員、紛争解決委員及び貸金業相談・紛争解決センターの役職員に対し不当な影響を及ぼす行為をしてはならない。
４　協会員等は、前条第３項に対応して、必要に応じ貸金業務に関する社内態勢を見直すことなどにより、将来における苦情の発生の防止と苦情の自発的な解決を図るよう努めるものとする。
５　協会員等は、貸金業相談・紛争解決センターによる紛争解決等業務を周知するため、その内容及び手続の概要、受付窓口などに関し、協会員等のウェブサイトに掲示し又は店頭に掲示するなど適切な方法で公表しなければならない。また、協会員等は、資金需要者等に対し、貸金業相談・紛争解決センターによる紛争解決等業務につき、書面の交付その他の、協会員等の業務の規模や特性に応じた適切な方法で告知するよう努めなければならない。
６　協会員等は、契約者等から貸金業務関連苦情を受けたときには、自ら積極的にその解決に努めるとともに、必要に応じ、貸金業相談・紛争解決センターの実施する苦情処理手続及び紛争解決手続を告知しなければならない。
７　協会員等は、資金需要者等から相談の申し出を受けたときには、進んでこれに応ずるとともに、当該資金需要者等の借入その他の取引の状況、資産又は収入の状況などを勘案し、健全な返済計画又は資金計画の策定、家計管理の改善等を図ることが適切と判断したときには、当該資金需要者等の意思を確認の上、貸金業相談・紛争解決センターによる相談対応を説明し又は第108条第３項に基づき相談・紛争解決委員会が指定する団体を紹介しなければならない。
（細則）
第７条　この規則に定めるもののほか、紛争解決等業務に関して必要な事項又はこの規則の実施に必要な事項は、紛争解決等業務に関する細則（以下「細則」という。）で定める。
２　細則は、理事会がこれを定める。但し、細則を改正するには、事前に相談・紛争解決委員会の意見を求めなければならない。

第２章　貸金業相談・紛争解決センターの組織

第１節　総則

（紛争解決等業務の組織）
第８条　貸金業相談・紛争解決センターは、相談・紛争解決委員会及び紛争解決委員を置くとともに、本部事務局内に苦情受付課、紛争受付課及び相談受付課を、従たる事務所に苦情・相談受付窓口を設置する。
２　貸金業相談・紛争解決センターは、個別の紛争解決手続開始の申立てに先立ち、紛争解決委員として選任することを予定する者として、紛争解決委員候補を委嘱する。

第２節　相談・紛争解決委員会

（相談・紛争解決委員会の業務）
第９条　相談・紛争解決委員会（以下「委員会」という。）は、この規則に別に定める事項のほか、紛争解決等業務の公正かつ適確な運営を確保するため次の各号に掲げる事務を行う。
⑴　紛争解決等業務に関連する事項について、理事会が委任する事項
⑵　この規則又は細則の改正に関する理事会への発議
⑶　前各号に付随する事項
２　委員会は、紛争解決等業務に関連する事項について、いつでも理事会に対して意見を述べることができる。
（委員の数及び委嘱等）
第10条　委員会は、５名以上９名以内で理事会が定める数の委員をもって組織する。
２　委員会の委員（以下「委員」という。）は、以下の各号のいずれかに該当する者のうちから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。但し、第１号又は第２号に属する者及び第３号に属する者は、それぞれ最低１名以上含まれていなければならない。
⑴　最高裁判所長官、最高裁判所判事又は高等裁判所長官の職にあった者
⑵　判事、判事補、検事又は弁護士の職にあり、その年数が通算して20年以上である者
⑶　細則で定める消費者団体の役員の職にある者
⑷　大学院を設置する大学の教授又は准教授の職に10年以上ある者その他の学識経験者
⑸　細則で定める経済団体の役員又はその職にあった者
３　委員の任期は、２年とする。但し、増員のため又は補欠として委嘱された委員の任期は、他の委員又は前任の委員の残任期間とする。
４　委員は、再任することができる。
５　委員は、非常勤とする。
（委員の欠格事由）
第11条　前条の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する者は委員に就任することができない。また、委員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときには、当然にその地位を失うものとする。
⑴　未成年者
⑵　成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
⑶　破産者で復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
⑷　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
⑸　法律の規定により指定紛争解決機関等（協会が設置したものを含む。）としての指定若しくは認証を取り消された場合又は外国の法令の規定により、当該外国において、指定紛争解決機関等としての指定等に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその法人又は団体の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）であった者でその取消しの日から５年を経過しない者
⑹　貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和47年法律第102号）に違反し、罰金以上の刑の言渡しを受けた者
⑺　弁護士法（昭和24年法律第205号）、司法書士法（昭和25年法律第197号）若しくは債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
⑻　暴力団員等である者
⑼　公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
⑽　裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
⑾　弁護士として除名若しくは退会命令の懲戒処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者又は業務停止の懲戒処分を受け弁護士の業務を行うことができない者
⑿　司法書士又は行政書士として業務の禁止の懲戒処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者若しくは業務の停止の懲戒処分を受け、司法書士又は行政書士の業務を行うことができない者
⒀　公認会計士又は税理士として登録抹消、業務禁止若しくは登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者
（委員の辞任）
第12条　委員は、辞任することができる。但し、これにより第10条第１項に定める委員の数を下回るとき、又は同条第２項但書に定める要件を欠くに至るときには、補充の委員が就任するまで、委員としての職務を行うものとする。
（委員長）
第13条　委員会は、委員の互選により委員長１名を選任する。
２　委員長は、委員会の業務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときその他委員長がその職務を行うことができないときには、あらかじめ委員会が定めた順序に従い、他の委員が委員長の職を代行する。
（委員会の開催及び招集）
第14条　委員会は、この規則に別段の定めがある場合を除き、委員長が招集し、議長となる。
２　委員は、委員長に対し、書面により、会議の目的たる事項を示して委員会の招集を請求することができる。この場合において、委員長が、当該請求を受領した日から10日以内に、請求を受領した日から３週間以内の日を委員会の開催日とする委員会を招集しないときには、当該請求をした委員は、自ら委員会を招集することができる。